



長労発基 1211 第 1 号  
令和 5 年 1 月 11 日

各商工会議所会頭 殿

長崎労働局長



### 長崎県特定最低賃金の周知・広報について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

長崎県最低賃金は、令和 5 年 10 月 13 日より「1 時間 898 円」に改定され適用されているところですが、このほか長崎県においては、下表のとおり「はん用機械器具等製造業」、「電子部品等製造業」、「船舶等製造業」の 3 業種を対象とする「特定（産業別）最低賃金」が設定されています。

「長崎県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方が同時に適用される場合には、高い金額の最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。したがって、「特定（産業別）最低賃金」が適用される 3 業種の取扱いについては、令和 5 年 10 月 12 日までは、特定（産業別）最低賃金が適用されていましたが、令和 5 年 10 月 13 日以降は長崎県最低賃金が特定（産業別）最低賃金を上回るため、時間額 898 円以上の賃金を支払わなければなりません。

当局では、該当する産業・業種の労働者とその使用者に適用される最低賃金についても、集中的に周知・広報活動を展開しているところです。

つきましては、広報例を同封させていただきますので、貴職におかれましても、広報誌等への掲載により、最低賃金額等の周知・広報に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます（広報例の素材は当局ホームページにも掲出しています。）。

なお、ご掲載いただきました場合は、誠に恐縮に存じますが、別紙の項目について電子メール、電話等で下記担当者までご連絡くださいますよう併せてお願い申し上げます。

おって、「長崎県の最低賃金」及び「業務改善助成金」にかかる広報用印刷物も同封させていただきます。

記

特定最低賃金が適用される業種	令和 5 年 10 月 12 日までの 最低賃金額（発効日）	令和 5 年 10 月 13 日 以降の最低賃金額
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875 円 (令和 1 年 12 月 7 日)	898 円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864 円 (令和 3 年 12 月 29 日)	898 円
船舶製造・修理業、船用機関製造業	875 円 (令和 1 年 11 月 29 日)	898 円

【お問い合わせ先】

〒850-0033 長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階  
長崎労働局 労働基準部 賃金室 (担当)木場・松浦  
電話 095-801-0033 メールアドレス: chinginshitsu-nagasakikyoku@mhlw.go.jp